間が分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である和歌山県知事が「環境影響評価の実施について」(昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成10年８月に環境影響評価を実施しており、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直しや上記環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、平成21年６月に環境影響評価法(平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと確認されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバの飛翔が確認されたが、営巣は確認されていないことなどから、本件事業による影響は軽微であると評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が５箇所存在するが、このうち３箇所については既に発掘調査を完了しており、現地保存が必要な遺物は発見されていない。起業者は、引き続き残る２箇所についても発掘調査を行い、和歌山県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、和歌山県北部地域における高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第２級の規格に基づき、バイパス方式により４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成10年８月18日付けで都市計画決定された都市計画と、橋梁延長の変更等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、和歌山県北部地域における高速交通ネットワークの形成が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、和歌山市長を会長とする和歌山県京奈和自動車道建設促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　和歌山県伊都郡かつらぎ町役場及び紀の川市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字萩原字西尾及び字陰ノ木、大字窪字口城尾、字狐谷及び字中尾並びに大字移字東山、字小堂谷、字狼尾、字廣浦、字山添、字中ノ段、字木ノ下及び字中川原地内

和歌山県紀の川市平野字佃原及び字佃西ノ段、名手下字宮ノ谷、字堂山及び字大城、切畑字川東、字川西、字東ノ尾及び字西ノ尾、野上字平山、字池尻、字八屋窪、字高井、字畦尾及び字川添、上丹生谷字堀松、字谷尻、字東岡、字南岡及び字西岡、下丹生谷字上谷田、粉河字別所谷、藤井字川端、字尾ノ上、字大將軍、字若宮前、字墓之前及び字柳谷、中津川字東柳谷及び字西柳谷、北長田字宮ノ前、字勢房及び字古垣内、北志野字向田、字脇ノ田、字宮池尻及び字西ノ側、北勢田字上田、字野末、字尾尻、字神垣内、字西原及び字烏子川、重行字犬丸、字東中原、字西中原、字石原及び字馬場上、池田新字山添、東上田字東原並びに神領字東上、字花池及び字大工地内

○気象庁告示第四号

警報規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月三十日　気象庁長官　櫻井　邦雄

気象庁予報警報規程の一部を改正する告示

（気象庁予報警報規程の一部改正）

第一条　気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表宗谷支庁の項名称の欄中「宗谷支庁」を「宗谷地方」に改め、同項区域の欄中「宗谷支庁管内」を「留萌支庁（天塩郡幌延町に限る。）及び宗谷支庁の管内」に改める。

別表第一第三号の表上川、留萌支庁の項中「上川、留萌支庁」を「上川・留萌地方」に改め、「北海道のうち」の下に「空知支庁（雨竜郡幌加内町に限る。）、」を加え、「留萌支庁」の下に「（天塩郡幌延町を除く。）」を加える。

別表第一第三号の表網走支庁の項名称の欄中「網走支庁」を「網走・北見・紋別地方」に改める。

別表第一第三号の表釧路、根室、十勝支庁の項中「釧路、根室、十勝支庁」を「釧路・根室・十勝地方」に改める。

別表第一第三号の表胆振、日高支庁の項中「胆振、日高支庁」を「胆振・日高地方」に改める。

別表第一第三号の表石狩、空知、後志支庁の項中「石狩、空知、後志支庁」を「石狩・空知・後志地方」に改め、「空知支庁」の下に「（雨竜郡幌加内町を除く。）」を加える。

別表第一第三号の表渡島、檜山支庁の項中「渡島、檜山支庁」を「渡島・檜山地方」に改める。

別表第二に注として次のように加える。

注　北海道太平洋沿岸東部には、色丹郡、国後郡、択捉郡、紗那郡及び蘂取郡を含む。

別表第四宗谷支庁の項中「宗谷支庁」を「宗谷地方」に、「天塩郡豊富町」を「天塩郡（幌延町及び豊富町に限る。）」に改める。

別表第四上川、留萌支庁の項中「上川、留萌支庁」を「上川・留萌地方」に改め、「名寄市」の下に「、雨竜郡幌加内町」を加え、「豊富町」を「宗谷北部の区域」に改める。

別表第四網走支庁の項中「網走支庁」を「網走・北見・紋別地方」に改める。

別表第四釧路、根室、十勝支庁の項中「釧路、根室、十勝支庁」を「釧路・根室・十勝地方」に改める。

別表第四胆振、日高支庁の項中「胆振、日高支庁」を「胆振・日高地方」に改める。

別表第四石狩、空知、後志支庁の項中「石狩、空知、後志支庁」を「石狩・空知・後志地方」に、「雨竜町を」を「上川北部及び中空知の区域を」に改める。

別表第四渡島、檜山支庁の項中「渡島、檜山支庁」を「渡島・檜山地方」に改める。

別表第四の注中「根室支庁の一次細分区域は」を「根室地方には」に改める。